

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している皆様へ

## 水質汚濁防止法が改正され、排水の測定・記録・保存が義務付けられました

本年(平成 23 年)4 月 1 日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、**1年に1回以上の測定**とその結果の**記録・保存(3年間)**が義務付けられました。(測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。)

届出をしている項目について測定する必要がありますので、現行の届出内容を確認していただくとともに、その項目に過不足があれば、変更の届出をしてください。

なお、詳細については、裏面に記載の県民事務所、市役所等にお問合せください。

- 本規定の対象となる事業場：水質汚濁防止法の特定施設がある事業場のうち、排水基準が適用される事業場
- 測定する必要がある項目：排水基準が適用される項目のうち、法様式第1別紙4(排出水の汚染状態及び量)に記載した項目
- 測定の回数等：排水口ごとに年1回以上測定し、所定の様式に記録し、3年間保存(ただし、雨水専用排水口は除く)
- 罰則の内容：測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金

<参考>

別紙4 (一部抜粋)		排水基準が適用される項目について、測定する必要があります			
		No. 1 排水口		No. 2 排水口	
工場又は事業場における施設番号	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD	15mg/L	20mg/L	10mg/L	15mg/L
	SS	20	30	20	30
	T-N	20	25	8	12
	T-P	2	3	0.8	1.2
	Cr <sup>6+</sup>	ND	0.3	—	—
	四塩化炭素	ND	0.002	—	—
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	210	250	10	20	

### 測定結果の記録・保存

測定結果については、水質測定記録表(様式第8)に記録し、3年間保存することが義務となっております。

また、検査を分析業者に依頼する場合は、計量証明書等を、事業者自らが測定を行う場合は、試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類等をあわせて保存して下さい。

### お問い合わせ先

豊橋市環境部環境保全課 水環境グループ

電話 0532-51-2390(ダイヤルイン)